

お知らせ★

住宅購入時の 住宅取得控除の手続き

【平成22年中にご入居の方】

- 住宅借入金等特別控除〔住宅取得控除〕の控除額は、住宅ローン等の年末残高の合計額を基に、居住の用に供した年分の計算方法により算出します。

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算 (控除限度額)
平成22年1月1日～ 平成22年12月31日まで	10年	1～10年目 年末残高等×1% (上限50万円)

【控除を受けられる方の要件(全てに該当)】

- マンションを取得した日から6ヶ月以内に入居し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住している方
- 床面積が50㎡以上であり2分の1以上が自己の居住の用に供されていること
- 控除を受けようとする年の所得が3,000万円以下であること
- 返済期間10年以上の住宅取得のための割賦返済借入金があること

【注意事項】

- 共有の場合は、共有者ごとの適用(共有で連帯債務の方は別途手続き)
- 給与所得者は確定申告をした翌年以降は、年末調整で特別控除の適用を受けることができます。

★ 確定申告をする際に必要な書類 ★

- ①住民票のコピー
- ②家屋の登記事項証明書(建物の登記簿謄本) ※法務局
☆ タウンハウスの場合は、土地の登記簿謄本も必要です
- ③不動産売買契約書のコピー(収入印紙貼付、割印なきもの無効)
- ④住宅取得資金に係わる借入金の年末残高証明書 ※金融機関より郵送
- ⑤給与所得のある方は源泉徴収票
- ⑥ご印鑑
- ⑦還付金振込先の銀行口座番号

家屋の登記事項証明書(見本) →
司法書士事務所より郵送される登記識別
情報綴りに同封されています。ない場合
は、法務局で取得。

